



iPS細胞研究における知財上の課題

2008年3月24日

東京工業大学客員教授
東京医科歯科大学客員教授
レックスウェル法律特許事務所所長
弁護士・弁理士 平井昭光

- iPS細胞研究は、多様な、幅の広い研究となる。
 - 知財の観点からもその多様性に対応できる体制が重要
 - 例えば、iPS細胞の作成方法、セルソーティングの方法・機器、細胞を安定的に供給する方法・試薬等、iPS細胞から特定組織への分化誘導方法、分化細胞や特定組織の体内への導入、適用方法(ヒトiPS細胞研究の臨床応用)など様々
- 受け皿としての知財に歪みがあると研究に影響を与える。
 - 多様性に対応できない部分があると、研究から生み出された知財を十分に保護・活用できない。
 - 応用・開発フェーズでの研究は、民間からの投資も大きな原動力となるが、民間企業は知財の十分な確保ができない場合には投資を控えることとなる。
 - ビジネスの実際－100%特許でカバーされているという「見た目」が、投資家に与える印象は強い。
 - そのような場合には、研究・開発、IPR、ベンチャーの米国シフトが生まれる可能性もある(イメージのみから生じる、米国型の制度が好ましいとの誤解)
- 結局、iPS細胞研究と知財保護の「**相似形**」が最も重要な課題である。

- 現在の日本で「相似形」が達成されているか？
 - iPS細胞の患者への適用に関する特許出願が可能となれば、より発明の実態に即した特許出願が可能となるという意味で、出願のインセンティブは向上する可能性あり。（企業の開発インセンティブは向上するととの日本製薬企業15社アンケート結果）
 - 現在では、日米の明細書・クレームを書き分けるなどの工夫が必要。もし、特許出願が可能となれば、明細書の記載はより直截になり、書き易くなるものと思われる。方法でしか表現できないiPS細胞に関する発明も保護可能となる場合がある。
 - この場合には、先端医学研究に関する技術文献の集積が進み、医学の発展・医療産業の発展に寄与する可能性もある。
 - 保護した場合の権利行使のあり方について検討をすることが必要となる。

ご静聴ありがとうございました。



東京工業大学客員教授
東京医科歯科大学客員教授
レックスウェル法律特許事務所所長
弁護士・弁理士 平井昭光